

中小企業診断士の視点

@にいがた

第43回

電子帳簿保存法の改正



中小企業診断士 長谷川貴一
(一社)新潟県中小企業診断士協会

2022年現在、新型コロナウイルスによる様々な影響は続き、原油や原材料の価格高騰、また、それに付随した商品の値上げなど、中小企業を取り巻く外部環境は引き続き厳しい状況にあります。様々なことが変化する中、2022年1月に改正された電子帳簿保存法について考えたいと思います。

以前から生産性向上を目的に文書の電子化に取り組む企業はありましたが、国税関係の帳簿や書類は紙保存するように定められていました。今回、電子帳簿保存法の改正により、国税関係帳簿や書類の電子データ保存が認められたほか、電子取引における書類については、電子データ保存をすることが義務化されました。

文書の電子化は企業の生産性向上に繋がる可能性があり、法律の改正により国としてもそれを推進するかたちになりますが、では、そもそも文書を電子化することでどのようなメリットがあるのでしょうか。

様々なメリットがあるかと思いますが、3点あげたいと思います。

① コスト削減

業種によって違いはありますが、社内の紙文書の中でも比較的割合を占めるのが、自社で印刷した紙です。経理や総務関係の書類から営業、製造部門など様々な部門において、自社で印刷した紙を多く保管しているかと思いますが、印刷するには一枚一枚コストが掛かります。印刷せずに電子保管できるとしたら、単純計算で印刷コストは削減できます。

② 省スペース化や業務改善による効率化

紙で存在する文書が電子データになるため、単純に事務所内の紙文書が減り、スペースが空きます。また、紙での保管と比べて、特定の文書を探す場合や保存する場合には、物理的に移動する必要もないですし、電子的に検索することで、紙で探すより手間が省けて短時間で作業ができることが多いと思われれます。

③ リモートワークへの対応

新型コロナウイルスにより急速に導入が増えた、オンライン会議やリモートワークですが、何かの資料を共有する際は、電子化されていることでどの場所にいる人でもその文書を見ることができます。

他にも様々なメリットがあると思いますし、電子化を進めることは自社に良い影響をもたらす可能性を秘めていると思います。

一方、当然デメリットもあるでしょう。電子データ化した場合はそれを保管するサーバー等の機器が必要になります。また、業務の中では紙文書でないと生産性が下がってしまう書類もあります。やり方を間違えると業務が逆に非効率になってしまう可能性もあります。また、いざ電子化するという時には、棚卸やルール決めなど電子化への移行において様々なコストが掛かるでしょう。

メリットデメリットがあり、やり方によっては失敗する可能性もある電子化ですが、先に述べたように電子帳簿保存法の改正により、電子データ化が義務付けられた文書もあるため、いずれにしても対応が必要になります。2年間の猶予期間を踏まえると2023年末くらいまでには対応していく必要がありますが、ぜひ、この法改正を機にコスト削減や生産性向上など、自社の業務改革を考えてみてはいかがでしょうか。

【問い合わせ先】

新潟県中小企業診断士協会

ホームページ： <https://www.n-smeca.jp/>

電話：025-378-4021

Eメール： office@n-smeca.jp